

- 近年、全国各地で自然災害が頻発しており、**中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。**
- 事業継続力強化計画を策定し、自然災害に備える中小企業の防災・減災設備投資を後押しするため、**耐震設備を対象設備として追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

- 特別償却率を18%（令和7年4月以降に取得等をする場合は16%）とした上で、適用期限を2年間延長する。
- 昨今の激化する自然災害への事前対策を強化するため、対象に耐震装置を追加する。

適用対象者：令和7年3月31日までに「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者

適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。

支援措置：特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）

対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)

対象となるものの用途又は細目

機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)